

## 本県における手話関連施策の状況について

手話関連施策の策定、推進 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第4次富山県障害者計画」(H31～2023) への手話関連施策の明記</li> <li><b>新</b> <b>富山県手話施策推進協議会の開催</b> 手話関連施策について意見聴取等を行う。</li> </ul>
相談及び意思疎通の支援体制の整備 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県聴覚障害者センターによる相談支援(県から運営費を補助)</li> <li><b>拡</b> <b>県専任の手話通訳者(2名)の設置</b> 県専任手話通訳者について、県聴覚障害者センターに配置した1名に加え、新たに障害福祉課に1名配置し、県主催行事等や聴覚障害者の来庁時の手話通訳等を行う。</li> <li>○ 市町村の手話通訳者設置への支援</li> <li>○ 手話通訳者の派遣(県 → 広域派遣事業) (市町村 → 域内派遣事業)</li> <li><b>新</b> <b>遠隔手話通訳サービス提供モデル事業の実施</b> 県内の公的病院等に対して県からタブレットを貸与し、インターネット回線を介して県専任の手話通訳者とコミュニケーションを図る。</li> <li>○ 県職員等向け手話講座の実施 県職員研修所において、県職員や市町村職員、教員を対象に実施する。</li> <li>○ 聴覚障害者向け生活訓練の実施 コミュニケーション・情報機器等に関する講習会を実施する。</li> </ul>
手話による情報発信等 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>新</b> <b>知事定例記者会見の動画への手話通訳の挿入</b> 県ホームページに掲載する知事定例記者会見の動画に、手話通訳を挿入する。</li> </ul>
手話通訳者の確保、養成等 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話通訳者の養成研修 一般、実践、現任の各研修の実施や講師養成講習会への派遣を行う。</li> <li>○ 手話奉仕員の養成研修(市町村)への支援</li> <li><b>新</b> <b>手話通訳試験等の受験料への助成</b> 手話通訳士試験や手話通訳者全国統一試験の受験者に対して、受験料の半額を助成する。</li> </ul>
手話を学ぶ機会の確保等 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県聴覚障害者センターによる普及(県から運営費を補助) 広報誌の発行、ホームページの運用、テキスト等の販売、センター研修室や情報機器の貸出しを行う。</li> <li>○ 字幕入り映像ライブラリー作品の制作、貸出し 聴覚障害者情報文化センターが制作した字幕入りDVD等を県聴覚障害者センターで貸出す。</li> <li><b>新</b> <b>富山県手話言語条例制定記念イベントの開催</b> 条例制定を記念したイベントを開催する。 あわせて、普及啓発パンフレットを作成し、広く県民や関係機関等に配布し周知啓発を図る。</li> <li><b>新</b> <b>手話普及活動への補助</b> 県内の手話サークル等が民間団体や企業等に対して手話の普及活動を行う際に、その費用の一部を補助する。</li> </ul>
学校における手話の普及 (第14条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援学校教職員向け手話研修の実施 外部講師による手話研修会やミニ手話学習会を開催する。</li> <li>○ 一般の学校における手話の普及 総合的な学習の時間等を活用した手話体験などを実施する。</li> </ul>

